

とうきょうとしょうがいしゃけいかく だい き とうきょう と しょうがいふく し けいかく
東京都障害者計画・第5期東京都障害福祉計画・

だい き とうきょうとしょうがいじふくししけいかくかく さくてい む ていげん
第1期東京都障害児福祉計画の策定に向けて（提言）

へいせい ねん がつ か
平成30年2月5日

とうきょうとしょうがいしゃ し さ く すい しん きょう ぎ かい
東京都障害者施策推進協議会

とうきょうとしょうがいしゃけいかく だい き とうきょうとしょうがいふくしけいかく だい き とうきょうとしょうがいじふくし
東京都障害者計画・第5期東京都障害福祉計画・第1期東京都障害児福祉

けいかく さくてい む ていげん
計画の策定に向けて（提言）

【 目 次 】

はじめに	1
だい 第1 しょうがい じ ふくしけいかく かか き ほんてき じこう 障害（児）福祉計画に係る基本的事項	2
1 しょうがいしゃし さく き ほんりねん 障害者施策の基本理念	2
2 しょうがいしゃし さく もくひょう 障害者施策の目標	3
だい 第2 もくひょうたっせい し さく とりくみ 目標達成のための施策と取組	4
1 きょうせいしゃかいじつげん む とりくみ すいしん し さくもくひょう 1 共生社会実現に向けた取組の推進（施策目標Ⅰ）	4
1 しょうがいおよ しょうがいしゃ り かいそくしん さべつ かいしょう む とりくみ 障害及び障害者への理解促進と差別の解消に向けた取組	4
2 スポーツ・文化芸術活動や地域活動等への参加の推進	5
3 ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくり	6
II ちいき じりつせいかつ ささ し く し さくもくひょう 2 地域における自立生活を支える仕組みづくり（施策目標Ⅱ）	7
1 ちいき ていきょうたいせい せいび 地域におけるサービス提供体制の整備	7
2 ちいきせいかつ ささ そうたん し えん じゅうじつ 地域生活を支える相談支援の充実	9
3 しせつにゅうしょ にゅういん ちいきせいかつ いこうそくしん 施設入所・入院から地域生活への移行促進	10
4 しょうがいしゃ す かくほ 障害者の住まいの確保	14
5 ほけん いりょう ふくしとう れんけい しょうがいとくせい おう こま たいおう 保健・医療・福祉等の連携による障害特性に応じたきめ細かな対応	14
6 あんぜん あんしん かくほ 安全・安心の確保	17
III しゃかい い ちから たか し えん じゅうじつ し さくもくひょう 3 社会で生きる力を高める支援の充実（施策目標Ⅲ）	18
1 しょうがいじし えん じゅうじつ 障害児支援の充実	18
2 とくべつし えんきょういく じゅうじつ 特別支援教育の充実	20
3 しょくぎょうきょういく じゅうじつ 職業教育の充実	21

4	い	いき	と	はたら	しゃかい	じつげん	し	さく	もく	ひょう	4	22
IV												
1	い	つ	ぱん	しゅう	ろう	む	し	えん	じゅう	じつ	きょう	22
2	ふ	く	し	せ	つ	しゅう	ろう	し	えん	じゅう	じつ	24

5	サービスを担う人材の養成・確保（施策目標V）	25
1	福祉人材の確保・育成・定着への取組の充実	25
2	重症心身障害児（者）施設における人材の養成	26

おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

だい き とうきょうとしょうがいじがいじふくししけいかくかく さくてい む
第1期東京都障害児福祉計画の策定に向けて

はじめに

- 平成26年1月、我が国は、障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である、「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）を批准した。この条約は、障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等を一般原則とし、障害に基づくいかなる差別もなしに、全ての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進するための措置を締約国がとること等を定めている。
- 我が国では、障害者権利条約の締結に先立ち、国内法令の整備が進められてきた。平成23年8月に障害者基本法が改正され、日常生活又は社会生活において障害者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるといういわゆる社会モデルに基づく障害者の概念や、障害者権利条約にいう「合理的配慮」の理念が盛り込まれた。
- 平成24年6月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）が制定され、改正障害者基本法を踏まえた基本理念が掲げられるとともに、障害福祉サービスの対象となる障害者の範囲の見直し等が行われた。さらに、平成25年6月には、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が制定され、また、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正により、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止等が定められた。
- この間、「障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）、「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」等も制定された。
- また、平成28年6月の「児童福祉法」改正により、障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、障害児福祉計画の策定が義務付けられることになったほか、医療的ケアを要する障害児（以下、医療的ケア児）が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとされた。

○ 都では、新たな「東京都障害者計画」、「第5期東京都障害福祉計画」及び「第1期東京都障害児福祉計画」の策定に当たって、こうした障害者を取り巻く環境変化に対応するとともに、広く都民や障害当事者、学識経験者等の意見を聴くため、第八期東京都障害者施策推進協議会（以下「本協議会」という。）を設置した。

○ 本協議会では、以上の障害者施策の動向や都におけるこれまでの計画の実施状況、地域の実情等を踏まえて検討を行い、新たな計画策定に当たって留意すべき事項を以下に示すものである。

第1 障害（児）福祉計画に係る基本的事項

1 障害者施策の基本理念

○ 都は、「障害者権利条約」や「障害者基本法」、「障害者総合支援法」の基本理念を踏まえて、自らの生活の在り方や人生設計について、障害者自身が選び、決め、行動するという、「自己選択・自己決定」の権利を最大限に尊重するとともに、意思決定の支援を適切に受けられるよう配慮し、障害者が必要な支援を受けながら、障害者でない者と等しく、人間としての尊厳をもって地域で生活できる社会の実現を目指して、障害者施策を計画的かつ総合的に推進する。

基本理念Ⅰ 全ての都民が共に暮らす共生社会の実現

障害があっても、適切な支援があれば街なかで育ち、学び、働き、楽しみ、暮らすことができることを都民が理解し、障害のある人とない人が学校、職場、地域の中で共に交流し、支え合う共生社会の実現を目指す。

基本理念Ⅱ 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現

障害の種別にかかわらず、また、どんなに障害が重くても、必要とするサービスを利用しながら、障害者本人が希望する地域で安心して暮らせる社会の実現を目指す。

基本理念Ⅲ 障害者がいきいきと働ける社会の実現

障害者が地域において自立して生活し、その生活の質の向上を図るため、働く機会を拡大するとともに安心して働き続けられるよう支援を提供することにより、障害者が能力や適性に応じて、仕事に就き、働き続けられる社会の実現を目指す。

2 しょうがいしゃしやく もくひょう 障害者施策の目標

- じょうき きほんりねん かか しゃかい じつげん
上記の基本理念で掲げた社会を実現するため、これまでの計画との継続性等も考慮
し、い か しやくもくひょう かか けいかくてき そうごうてき しやく てんかい ひつよう
以下の5つを施策目標として掲げ、計画的かつ総合的に施策を展開する必要がある。

しやくもくひょう (5つの施策目標)

- しやくもくひょう 1 きょうせいしゃかいじつげん む とりくみ すいしん
施策目標Ⅰ 共生社会実現に向けた取組の推進
- しやくもくひょう 2 ちいき じりつせいかつ ささ し く
施策目標Ⅱ 地域における自立生活を支える仕組みづくり
- しやくもくひょう 3 しゃかい い ちから たか し えん じゅうじつ
施策目標Ⅲ 社会で生きる力を高める支援の充実
- しやくもくひょう 4 はたら しゃかい じつげん
施策目標Ⅳ いきいきと働ける社会の実現
- しやくもくひょう 5 にな じんざい ようせい かくほ
施策目標Ⅴ サービスを担う人材の養成・確保

第2 目標達成のための施策と取組

1 共生社会実現に向けた取組の推進（施策目標1）

1 障害及び障害者への理解促進と差別の解消に向けた取組

- 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者基本法の基本原則である「差別の禁止」を具体化し、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月、障害者差別解消法が制定された。
- 都は、障害者差別解消法の施行を契機に、東京都障害者差別解消支援地域協議会の設置、差別解消ハンドブックの作成などにより、法の趣旨の普及啓発に努めるとともに、都自らも、行政サービスの主体として、合理的配慮の提供に努めてきた。
- これらの取組に加え、障害者への差別の解消を一層進めていくためには、条例を制定し、障害者に対する不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関する相談・紛争の解決の仕組みを整備するとともに、情報保障の推進や、都民及び事業者の障害及び障害者への理解を深めるための啓発を行っていく必要がある。

（1）障害に対する理解促進と心のバリアフリーの推進

- 「全ての都民が共に暮らす共生社会」を実現するためには、障害者が日常生活や社会生活を営む上での困難さについて、都民一人ひとりが自らの身近な問題として考え、「障害は一部の人の問題である」といった意識上の壁を取り除く「心のバリアフリー」が重要である。
- また、障害者に対する偏見や誤解の解消には、都民等が、障害や障害者の特性に応じた援助の方法等を知ることが必要である。都は、児童や生徒に対して障害及び障害のある人への理解を深める教育を充実するとともに、教育以外の場面においてもさまざまな機会を通じた理解促進に努める必要がある。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の開催に伴い、東京には国内外からの多くの人々が訪れる。その中には、障害者や様々な理由で支援が必要な人も含まれることから、思いやりの心を持ち、それを行動に移せることが求められる。大会を契機に、支援が必要な人への理解や個々の状況に応じた適切な配慮を広げることで、全ての人がお互いに尊重し、支え合いながらともに生活する社会が実現することが望まれる。
- 援助や配慮を必要としている人が、配慮を必要としていることを周囲に知らせる「ヘルプマーク」や、支援が必要なことをうまく伝えられない障害者が、周囲に支援を求める手段として活用する「ヘルプカード」の普及に引き続き取り組み、都民の思いやりの心を醸成することが必要である。

(2) 情報バリアフリーの推進

- 情報を得ることが困難な人が、点字をはじめ、音声、拡大文字、色使いの配慮、手話、筆記、ICT機器等による多様な情報伝達方法により情報を取得し、意思疎通ができるよう「情報バリアフリー」の充実に取り組み、社会参加を促進する必要がある。
- 意思の疎通に困難を抱える人が自らの意思を表示できる手段を確保し、他人との意思疎通を図ることができるよう配慮する必要がある。
- 都は、言語としての手話の認識を広めるための啓発に努めるとともに、手話のできる都民を育成し、手話の利用が進むよう、必要な施策を講ずるべきである。

2 生涯学習等、スポーツ・文化芸術活動や地域活動等への参加の推進

(1) 障害者スポーツの推進

- 都は、障害のある人もない人も、だれもがスポーツに親しむ「スポーツ都市東京」を目指し、中長期的な視点から体系的・継続的に障害者スポーツの振興に取り組むため、平成24年3月に「東京都障害者スポーツ振興計画」を策定した。
- この計画では、障害者スポーツの理解促進・普及啓発、身近な地域でスポーツに親しめる場の開拓・人材育成、国際舞台で活躍する東京ゆかりの選手の輩出を目指した競技力向上の3つの視点に基づき、施策を展開している。
- 東京2020大会の開催都市にふさわしい、世界を代表する魅力的なスポーツ都市を実現するために、各施策の取組を強化し、障害者スポーツをより一層推進していくことが求められる。

(2) 文化芸術活動の推進

- 障害者の社会参加と交流を図るため、都においては、これまでも障害者総合美術展やふれあいコンサート、都内特別支援学校の総合文化祭などを実施し、障害者の芸術及び文化活動への参加を推進してきた。
- 東京2020大会を東京の文化の魅力を世界に発信できる絶好の機会ととらえ、国内外の文化団体や芸術家の知恵を結集し、文化の面でも最高のオリンピック・パラリンピックの実現を目指していくべきである。
- このため、国籍や老若男女、障害の有無を問わず、世界中のあらゆる人々が参加し、体験できる文化プログラムを展開していく必要がある。
- 今後、東京が障害者を含めた誰もが芸術文化に親しみ、創作を行うことのできる都市となるため、障害者アートの推進を積極的に進めていくべきである。

(3) 身近な地域活動等への参加の推進

- スポーツや芸術活動をはじめ、生涯にわたり、様々な学習活動やレクリエーションに参加したり、余暇活動を楽しむことは人生を豊かにする。障害のある人が、様々な障壁のため、こうした活動に参加できないことのないよう合理的配慮が求められるとともに、学びと交流を通して、地域の中で孤立したり、引きこもってしまわないよう、様々な配慮が必要である。
- 青年・成人期の障害者が日中活動や就労後に過ごす場として、身近な地域に活動の場を確保し、様々な人々と交流し、社会生活に必要な知識や技能の習得のための学習会や、ボランティア活動参加など、活動の場の確保や取組に対して積極的に支援する必要がある。

3 ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくり

- 都は、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画として、東京都福祉のまちづくり条例に基づき「東京都福祉のまちづくり推進計画」を策定し、すべての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができる、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めてきた。
- 東京2020大会開催も見据え、全ての都民が福祉のまちづくりの進展を実感できるよう、引き続き、当事者の意見を取り入れながら、ハード・ソフトの両面から一層の施策の充実に努めていく必要がある。
- 障害者等が円滑に移動できる環境を整備するため、主要駅周辺等の、駅や公共施設等を結ぶ都道等において、歩道の段差解消、勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置などのバリアフリー化を引き続き進めていく必要がある。また、鉄道駅において、移動等の円滑化のためエレベーター等の整備や、ホームドア等の整備を促進する必要がある。
- 誰もがまちの中を円滑に移動できるとともに、あらゆる場所で同行者など他の者と一緒に活動に参加し、共に楽しむことができる環境整備を進めるため、東京都福祉のまちづくり条例等による整備基準に基づき、対象となる建築物等において一層のバリアフリー化を推進する必要がある。
- また、整備に当たっては、利用時の場面を想定したバリアを取り除くためのソフト面の取組を一体的に検討することが必要である。
- 東京2020大会に向けて策定されたアクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえて、車いす使用者等に対応した客席の整備や誰もが利用しやすいトイレの整備、宿泊施設の客室のバリアフリー化等を進める必要がある。

II 地域における自立生活を支える仕組みづくり（施策目標 II）

1 地域におけるサービス提供体制の整備

（1）障害福祉サービス等の提供体制に係る基本的な考え方

- 障害福祉サービス等の提供体制の確保に当たっては、国の基本指針に定める以下の点に配慮し、計画的な整備を行う必要がある。

- 1 全国どこでも必要な訪問系サービスの保障
(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護等)
- 2 希望する障害者等に日中活動系サービスの保障
(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援等)
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
(共同生活援助 自立生活援助等)
- 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進

- 区市町村及び都は、障害福祉サービス等の提供体制を確保するため、入所施設等から地域生活への移行等に関する成果目標を設定し、成果目標の達成に必要なサービス等の量（活動指標）の見込みを定める必要がある。
- 都における障害福祉サービス等の量の見込みを定める区域は、東京都全域とする。ただし、施策の展開にあたっては、地域の面積や人口、社会資源の状況などの地域特性や施策分野ごとに培ってきた関係機関の連携体制を踏まえた地域単位を活用するなど、効果的な取組が望まれる。
- 成果目標及び活動指標については、少なくとも年1回は実績を把握し、障害者施策及び関連施策の動向を踏まえながら、分析及び評価を行い、障害者施策推進協議会に報告するとともに、必要があると認めるときには、障害（児）福祉計画の変更、事業の見直し等の措置を講じることが適当である。

（2）障害福祉サービス等の必要量の見込み

- 区市町村は、平成32年度までの各年度における障害福祉サービス等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定める。
- 見込量の設定に当たっては、国の基本指針に示された考え方を参考に、現在の利用実績等に関する分析、障害者等のサービスの利用に関する意向、心身の状況等を勘案しつつ、地域の実情を踏まえて設定することが適当である。
- 重度訪問介護、同行援護、行動援護などの訪問系サービスについては、身体、知的、精神、難病等の障害別の利用状況を踏まえて見込む必要がある。

- 難病患者等については、障害福祉サービスの利用が少ないことから、引き続き、障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図る必要がある。
- 都は、区市町村が設定した見込量を集計したものを基本として、区市町村の方針を尊重しつつ、引き続き地域生活基盤の整備を進める観点で調整を図りながら、東京都全域の見込量を定める必要がある。

(3) 障害福祉サービス等の提供体制を確保するための方策

- 地域居住の場としてのグループホームは、在宅の障害者の親元からの自立や、成果目標の達成に向けて入所施設や精神科病院から地域生活への移行を進めるために、更に積極的に整備を推進していくことが必要である。
- 日中活動系サービスについては、第4期障害福祉計画の整備目標数を上回っているが、利用者のニーズの高まりに対応するため、更なる整備が必要である。
- 短期入所は、第4期障害福祉計画の整備目標に対して整備数が伸びず、今後のニーズの増加や地域生活支援拠点等として必要な基盤を確保するために一層の整備推進の取組が必要である。
- 障害者の高齢化や重度化等による状況の変化にも対応できる手厚いサービスの提供を促進する必要がある。
- 医療的ケアを要する障害者が、地域で医療的な支援を受けながら、障害福祉サービスを利用できるよう体制を構築する必要がある。
- 家族の高齢化等による状況の変化があっても、地域での生活を継続できるよう、定期的な巡回訪問や随時の対応により障害者の自立生活を支える新たなサービス（自立生活援助）の活用や、複数の機能をもった地域の支援拠点を整備する必要がある。
- これらのことから、地域居住の場（グループホーム）、日中活動の場（通所施設等）、在宅サービス（短期入所）などの地域生活基盤の重点的整備が必要であり、設置者負担の特別助成などの積極的支援を継続すべきである。
- あわせて、都有地の活用や定期借地権の一時金に対する補助等地域生活基盤整備に係る用地確保への支援の充実を検討するべきである。
- 地域で生活する障害者やその家族の状況の変化や緊急事態に対応を図り、障害者が地域での生活を継続できるよう、地域生活支援拠点あるいは地域における複数の機能が分担して機能を担う体制（面的な体制）を整備し、体制を構築することが重要である。
- 地域生活支援拠点等については、基本指針に即して各区市町村に少なくとも一つ以上整備をすることを基本としつつ、区市町村の状況を把握しながら成果目標を設定し、必要な支援を検討していく必要がある。

2 地域生活を支える相談支援体制の充実

(1) 相談支援体制等の整備

- 障害者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支援、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠である。
- 区市町村においては、全ての障害福祉サービス利用者にサービス等利用計画が作成される体制を確保・維持するため、引き続き、計画相談支援の体制整備を計画的に進める必要がある。
- また、計画相談支援等が適切に実施されるためには、区市町村において、特定相談支援事業所等のバックアップのため、基幹相談支援センターの設置等を通じて、人材育成や特定相談支援事業所等からの困難事例等に関する相談、地域の関係機関へのフィードバック等、地域における相談支援体制を推進することが望まれる。
- 都は、引き続き、基幹相談支援センター未設置の区市町村に設置を促していくとともに、区市町村の体制整備に必要な相談支援専門員の見込みを把握し、指定した研修事業者とも連携して相談支援専門員の養成を着実に進めていく必要がある。
- 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）は、入所施設・精神科病院から地域生活への移行や移行後に地域で暮らし続けるために、また、地域で生活している障害者が住み慣れた地域での生活を続けていくために充実が求められるが、現状では利用が十分に進んでいない。
- 区市町村及び都において、成果目標に掲げた入所施設・精神科病院から地域生活への移行に係る取組や、地域生活支援拠点等の整備に向けた取組と合わせて、地域相談支援の体制の充実を図る必要がある。
- 自立支援協議会（障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会）には、関係機関等の有機的な連携の下、地域の課題を踏まえて地域における障害者等の支援体制の整備につなげていくことが求められる。都は、引き続き、区市町村の協議会の活性化を支援すべきである。

(2) 障害者の虐待防止と権利擁護

- 障害者の虐待防止については、区市町村において通報等を受け付け、障害者福祉施設従事者等による虐待及び利用者による虐待には都と連携して対応する必要がある。
- 都は、利用者による虐待通報等の受付、区市町村相互間や関係機関との連絡調整や情報提供等を行うとともに、区市町村職員や障害者福祉施設従事者等を対象とした障害者虐待防止・権利擁護研修による人材育成を実施し、虐待防止に向けた体制を強化することが求められる。

(3) 障害福祉サービス等の質の確保・向上

- 多様な事業者が提供する様々なサービスの中から、利用者が自ら必要なサービスを選択するためには、福祉サービス第三者評価など、サービスの質の向上に向けた事業者の取組を促進するとともに、利用者のサービス選択のための情報提供を行う制度をこれまで以上に推進していく必要がある。
- また、障害者が安心してサービスを利用するためには、サービスの提供主体である事業者等が法令を遵守し、本人の意思決定に配慮しつつ、適正なサービスを提供するよう、ルール遵守の徹底を図ることが不可欠である。そのためには、行政が、関係法令等に基づく適切な指導検査を実施し、良質な事業者等を育成していくことが重要である。

(4) 地域生活支援事業

- 地域生活支援事業には、移動支援事業や意思疎通支援事業等、障害者の自立した日常生活又は社会生活を支える上で重要なサービスが必須事業として位置づけられている。
- 区市町村は、地域生活支援事業の実施に関して、必須事業を中心に成果目標の達成に資するよう、地域の実情に応じて、実施する事業の内容、各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み、各事業の見込量の確保のための方策等を定める必要がある。
- 都は、都道府県地域生活支援事業について障害福祉計画に位置付けるとともに、住民に身近な区市町村と連携しながら、人材の養成や広域的な調整を図るなど、広域自治体として地域における体制整備を支援していく必要がある。
- 区市町村及び都は、障害福祉計画に掲げた地域生活支援事業の実施に関する事項について定期的に調査を行い、必要があると認められるときは、計画の変更を行っていく必要がある。

3 施設入所・入院から地域生活への移行促進

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

ア 第4期障害福祉計画の実施状況

- 第4期障害福祉計画においては、平成29年度末までに、平成25年度末時点の施設入所者のうち12%（890人）以上が地域生活へ移行することを目標としてきたが、平成28年度末時点の移行者数は287人にとどまっている。
- 地域での生活を希望する障害者の地域生活への移行をさらに進めていくためには、重度の障害者を受け入れることのできるグループホーム等の地域生活基盤の整備に加え、家族や施設職員等に対する更なる理解の促進、都外施設も含めた施設相互や施設と相談支援事業所等との連携強化等が課題である。

イ 第5期障害福祉計画の成果目標の考え方

- 国の基本指針では、平成32年度末における地域生活に移行する者の目標値について以下のとおり示している。
 - ・ 平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行
 - ・ 平成29年度末において、障害福祉計画で定めた数値目標が達成されていないと見込まれる場合は、未達成割合を平成32年度末における地域生活に移行する者の目標値に加えた割合以上を目標値とする。
- 都は、更なる地域生活への移行を進める観点から、国の基本指針に即して、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本に、区市町村の状況も踏まえて成果目標を設定すべきである。
- 成果目標の達成に向けて、区市町村は、計画的に障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保を図るとともに、都外施設を含む施設入所者本人の意向確認、関係者との連絡調整等を行い、施設から地域への切れ目のない支援につなげる必要がある。また、地域移行に対する理解を進めるため、施設入所者の意思決定支援や家族の不安の解消により、地域移行への動機づけを支援していく必要がある。
- 重度の障害者が安心して地域で生活するため、重度者の受入れに必要なグループホーム等地域生活基盤の整備が求められる。また、地域での単身生活を希望する障害者の支援も求められる。
- 都外施設利用者の地域生活への移行及び定着を支援するため、地域移行を支援する相談支援事業所の取組の促進が求められる。
- 訪問系サービスや日中活動系サービス等、重度の障害者の特性や状況に合わせた支援体制の充実も求められる。
- 都は、入所施設における入所者の地域生活への移行に向けたより効果的な取組を進めるための支援を検討するとともに、障害者施策推進区市町村包括補助事業等により、区市町村の地域の実情に応じた取組を支援していく必要がある。

ウ 入所施設の定員（施設入所者数）に関する考え方

- 国の基本指針においては、施設入所者の地域生活への移行と合わせて、平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本としている。
- ※ 第4期障害福祉計画と同様に、障害児入所施設の入所者のうち18歳以上になっている者については除いて設定することとされている。
- 都においては、以下のような実情を踏まえる必要がある。
- ・ 在宅及び障害児施設等における入所待機者が一定数で推移しており、また、現在は家族と在宅で生活している障害者本人及び家族の高齢化や「親なき後」を見据える必要がある。
 - ・ 最重度の障害者、重複障害者、強度行動障害を伴う重度知的障害者、日常的に医療的ケアを必要とする障害者など、入所施設における専門的支援が真に必要な障害者の利用ニーズに応えていく必要がある。
 - ・ 都内の未設置地域において、地域生活への移行等を積極的に支援する機能等を強化した「地域生活支援型入所施設」を整備する必要がある。
- ※ 地域生活支援型入所施設：地域の在宅障害者のための相談支援やショートステイ、入所者の地域生活移行支援のための自立訓練や就労移行支援、グループホームへの移行後の緊急時バックアップ機能等を担う入所施設
- ・ 地域生活への移行を促進すると同時に、都外施設の入所者や障害児施設における18歳以上の入所者を受け入れるために、地域移行によって生じた都内の障害者支援施設の空き定員を活用する必要がある。
- 以上のような状況から、都においては、平成17年10月1日現在の入所施設定員数7,344人を超えないとする第4期障害福祉計画までの目標を継続し、引き続き目標の達成に向けて取り組むべきである。
- なお、新たな施設入所者については、グループホーム等での対応が困難であり、施設入所が真に必要な障害者に限られるべきであることに留意する必要がある。
- また、計画上の入所施設定員数にかかわらず、18歳以上の入所者に対応した障害児入所施設の障害者支援施設への移行には配慮する必要がある。

(2) 精神科病院からの地域生活への移行

ア 第4期障害福祉計画の実施状況

- 第4期障害福祉計画においては、①入院後3か月時点の退院率64%以上、②入院後1年時点の退院率91%以上、③長期在院者数（入院期間1年以上）9,643人を目 標としており、平成27年度実績は、①54.4%、②87.5%、③10,937人と目標値には達していない。
- 精神障害者の地域移行を進めるために、個別給付の地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を円滑に活用するための体制づくりや、都内の医療資源に偏りがある状況を踏まえた、広域の退院支援、区市町村を越えた連携が引き続き課題となっている。

イ 第5期障害福祉計画の成果目標の考え方

- 国の基本指針においては、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のため、圏域ごと及び市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することが求められている。
- 都においては、精神保健福祉センター（3か所）における担当区域内的の課題等を踏まえつつ、都内全体での地域移行・地域定着の推進に向けた内容を検討する場において、関係機関の連携体制を踏まえた地域単位も考慮しながら、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
- 精神障害者の退院に関する目標値について、国の基本指針は次のとおりである。
 - ① 平成32年度における入院後3か月時点の退院率69%以上
 - ② 平成32年度における入院後6か月時点の退院率84%以上
 - ③ 平成32年度における入院後1年時点の退院率90%以上
 - ④ 精神病床における1年以上長期在院患者数を65歳以上、65歳未満それぞれ目標値を設定
- 都は、精神科病院からの地域生活への移行をさらに進める観点から、国の基本指針に即して成果目標を設定すべきである。
- 成果目標の達成のためには、入院が長期化する前の段階で、円滑な退院に向けた支援につなげる取組が求められる。
- また、長期在院者に対しては、社会的入院を解消する観点から、退院促進に向けた働きかけや地域との調整等を進める必要がある。
- これまでの精神障害者の地域移行の実績を踏まえ、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）が円滑に機能するための地域生活への移行支援の仕組みづくりや、広域的な調整、人材育成等、成果目標の達成に向けた取組が必要である。

- 区市町村は、精神障害者の地域生活への移行・定着を支援する相談支援体制の充実を図るとともに、退院後の精神障害者が地域で安定した生活を送るために必要なサービス量を見込み、計画的な整備を進める必要がある。

4 障害者の住まいの確保

- 障害者の地域における住まいとしては、グループホームのほかに、公営住宅や民間住宅など一般住宅が挙げられる。障害者の地域での生活を支える上で、住まいの確保に向けた体制をつくることが重要である。
- 都営住宅においては、市場において自力で適正な水準の住宅を確保することが困難な障害者世帯を対象として、入居収入基準や同居親族要件の緩和、優遇抽選の実施等による入居機会の拡大等を通じて、障害者の居住の安定を図る必要がある。
- 都営住宅の建替えに当たっては、その用地を活用して、福祉施設等の整備を推進する必要がある。既存都営住宅を障害者等のグループホーム等の併設や、車いす使用者向け（世帯・単身）住宅の供給に取り組む必要がある。
- 民間賃貸住宅において事故やトラブルに対する不安等により障害者のいる世帯は不可とするなど、入居を拒まれやすい状況が見られ、円滑な入居の促進に向けた取組が求められている。
- このため、一般財団法人高齢者住宅財団が、障害者世帯も対象に実施している「家賃債務保証制度」や、公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターが、高齢者や障害者等とその家族、家主等が安心して居住・賃貸できるよう実施している「あんしん居住制度」について、様々な機会を捉えて普及促進を図る必要がある。
- 改正住宅セーフティネット法の施行に合わせ、障害者等の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を平成29年10月に開始した。今後は、登録住宅の改修や家賃低廉化等の支援策等を検討していく必要がある。

5 保健・医療・福祉等の連携による障害特性に応じたきめ細かな対応

(1) 重症心身障害児（者）

- 重症心身障害児（者）については、どんなに障害が重くても、必要とするサービスを利用しながら、地域で安心して暮らせるよう、地域における専門的支援の提供体制のさらなる整備が必要である。
- NICU等に入院している医療的ケアを必要とする重症心身障害児が、円滑に在宅生活に移行し、安心して暮らせる療育環境を構築するため、早期に専門的な支援が必要である。
- 日中活動の場である通所施設については、定員を上回る利用状況等の現状を

踏まえ、重点的整備を継続する必要がある。

- 安定した在宅生活が継続できるよう、重症心身障害児（者）を介護する家族の負担軽減等の充実を図る必要がある。
- 重症心身障害児（者）本人の加齢による身体機能の低下や、家族の高齢化等に伴う介護力低下により、在宅での生活が次第に困難となるケースが増加することが見込まれる。そのため、重症心身障害児（者）の施設入所のニーズにも十分配慮しながら、地域生活基盤の整備を一層推進する必要がある。
- 旧府中病院跡地に府中療育センターと多摩療育園を一体的に整備し、質の高い療育サービスを見・者一貫して提供する多摩地域の総合療育センターとして、機能の充実を図ることが求められる。

(2) 精神障害者

- 地域で暮らす精神障害者に対しては、症状の変化に的確に対応できるよう、保健・医療・福祉の緊密な連携による支援体制を整備する必要がある。
- 精神疾患を早期に発見し適切な治療に結びつけるため、精神科と一般診療科の医療機関との連携や、医療機関と相談支援機関等の連携が必要である。
- できるだけ身近な地域で適切な救急医療を受けられる体制の整備に取り組む必要がある。また、一般救急医療機関と精神科医療機関の連携体制を充実する必要がある。
- 精神保健福祉センターにおいて、こころの健康に関わる内容、アルコール・薬物、ギャンブル等の依存症、ひきこもり・不登校等の思春期・青年期の問題など精神保健福祉に関する相談に応じ、適切な指導や援助を行っていく必要がある。
- 未治療や医療中断等の精神障害者に対しては、アウトリーチ支援や一時的な短期宿泊支援により、地域での安定した生活の確保を図る必要がある。
- 地域で暮らす精神障害者の生活を支える家族に対して、障害に対する理解促進のための情報提供や相談支援に努める必要がある。

(3) 発達障害児（者）

- 発達障害児（者）支援については、乳幼児期から学童期、成人期とライフステージに応じた支援を身近な地域で提供する体制の整備が求められる。
- 発達障害児については、早期発見・早期支援の取組が重要であり、これまでの取組を更に進めるため、保育・教育・福祉等関係機関の更なる連携体制の充実が求められる。
- また、成人期の発達障害者は、就労等の支援にあわせ、生活面で抱えている困難さに対応した支援の充実が必要である。

- さらに、発達障害児（者）を抱える家族への支援の充実を図るため、子供への関わり方を学ぶ機会や、同じ悩みを抱える家族による支援の取組が必要である。
- 都は、発達障害児（者）及び家族の支援に取り組む区市町村の支援体制が充実されるよう、地域への支援を推進する必要がある。

(4) 高次脳機能障害者

- 高次脳機能障害者については、受傷・発症後の急性期治療から地域での生活、就労等の社会参加に至るまで、障害の特性に応じた切れ目のない支援が必要であり、医療機関や区市町村、支援機関等の連携強化が求められる。
- また、支援の充実を図るため、医療機関や地域の支援機関、企業等への理解促進や、限られた社会資源をより有効活用できる体制が必要である。
- 精神障害、発達障害、高次脳機能障害については、障害の特性が理解されにくいため、本人や周囲の人々が障害に気づかず生活のしづらさを抱えていることがある。早期に専門的な支援につなげるため、さまざまな分野の相談機関等をはじめとした関係者等の障害の特性の理解を促すとともに、連携の緊密化を図る必要がある。

(5) 難病患者

- 難病患者は、治療方法が確立していない疾患に罹患し、長期間の療養を必要とすることから、生活面における制約や経済的な負担が大きいことや、社会の理解が進んでおらず、就業など社会生活への参加が進みにくいなど、多くの問題を抱えている。
- 難病患者が地域でより安心して生活できるよう、地域における難病患者への支援体制に関する課題について情報を共有し、保健・医療・福祉の関係機関等の連携について緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた難病患者の在宅療養支援体制の充実を図ることが必要である。
- 医療との連携を基本としつつ、難病患者が適切に障害福祉サービスを受けられるよう、難病医療費助成の申請時等も活用して、保健師等が生活・治療等における相談に応じる等、制度の周知や難病に対する正しい知識の普及啓発を図るとともに、難病等の特性に配慮し、きめ細かな対応をすることが必要である。

6 安全・安心の確保

(1) 災害時における障害者支援

- 災害対策基本法改正により、障害者を含む要配慮者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿の作成等が区市町村長に義務付けられた。
区市町村では、避難支援プランの作成や社会福祉施設等を活用した二次避難所（福祉避難所）の指定をはじめ、日頃の備え、発災後の応急対策、生活の再建といった各段階に応じた対策を準備し、要配慮者支援体制を強化する必要がある。
- こうした各区市町村の取組に対し、都は、広域的な立場から支援を行っており、引き続き、区市町村向け指針の改訂・周知、区市町村の福祉保健・防災担当者向け研修会の開催、包括補助事業による財政支援等を行っていく必要がある。
- さらに、発災時に、区市町村の要配慮者対策を広域的に補完するため、平成28年度に構築された福祉専門職の派遣・受入調整などを行う「東京都災害福祉広域支援ネットワーク」を推進し、人的支援体制の充実を図る必要がある。
- 要配慮者に対しては、発災後の避難誘導、避難所等における情報提供や応急生活の支援など、様々な場面を想定した平時からの備えが重要である。また、避難所や仮設住宅等におけるバリアフリー化や障害特性等に応じた情報提供手段の整備など、福祉のまちづくりの観点も踏まえて計画的に推進していくことが必要である。
- 特に障害者施設を含む社会福祉施設等については、引き続き、耐震診断・耐震改修の補助を実施して安全確保を進めるとともに、二次避難所として要配慮者の受入場所の役割を果たすことも視野に入れ、更なるバリアフリー化を進めることが必要である。

(2) 地域生活における安全・安心の確保

- 障害者が地域で安心して安全な生活を送るためには、警察や消防にアクセスする際の困難を軽減したり、障害の特性に配慮した消費生活情報の提供等を行うことが重要である。
- 障害者を含む消費者に対して、都は、これまでも消費生活に関わる様々な問題について情報を提供しているが、新たな取引形態に合わせた悪質商法の新しい手口が現れ、消費者被害が後を絶たないことから、引き続き、消費生活情報の提供を行い、消費者被害の未然・拡大防止を図る必要がある。

Ⅲ 社会で生きる力を高める支援の充実（施策目標Ⅲ）

1 障害児支援の充実

（１）障害児支援の現状

- 児童福祉法の改正により、平成24年4月に障害児支援の体系が再編されて以降、児童発達支援や放課後等デイサービスについては着実に整備が進んでいる。
- 児童発達支援センターは、専門的機能を活かして地域における障害児支援の中核的施設としての役割を担うことが求められており、設置の促進を図る必要がある。
- 保育所等訪問支援などを活用して、一般的な子育て支援施策における障害児の受け入れを促進する必要がある。
- 障害児入所施設については、平成33年度末までの経過措置期間中に、18歳以上の入所者の状況を踏まえながら、「障害児施設として維持」、「障害者施設への転換」、「障害児施設と障害者施設の併設」のいずれかを選択することとなっている。
- なお、旧重症心身障害児施設等の医療型施設は、経過措置期間後も療養介護と一体的に児者一貫した支援を行うことが可能とされている。
- 障害児相談支援は、ライフステージに応じた一貫した支援を行っていく上で重要であり、区市町村においては、計画相談支援と同様に、全ての障害児通所支援の利用者について障害児支援利用計画が作成される体制を確保・維持するため、引き続き、体制の整備を計画的に進める必要がある。
- 平成28年児童福祉法改正により、障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、障害児福祉計画の策定が義務付けられることになったほか、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとされた。

（２）第1期障害児福祉計画の成果目標の考え方

- 国の基本指針では、障害児支援に係る目標値として次のとおり示している。
- ① 平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する
- ② 平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する
- ③ 平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する
- ④ 平成30年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける

- 都は、障害児支援の提供体制の整備等をさらに進める観点から、国の基本指針に即して成果目標を設定する。

(3) 障害児支援に関する基本的な考え方

- 区市町村は、国の基本指針に示された見込量の設定の考え方を参考に、地域における児童の数の推移も含めた地域の実情を踏まえて、障害児通所支援及び障害児相談支援の見込量を定めるよう努める必要がある。
- 都は、国の基本指針に示された見込量の設定の考え方を参考に、障害児入所支援の見込量を設定するとともに、区市町村が設定した見込量を集計したものを基本として、身近な地域での支援体制の整備を進める観点で調整を図りながら、東京都全域の障害児通所支援及び障害児相談支援の見込量を定める必要がある。
- 放課後等デイサービスなどの障害児通所支援については、支援の質の向上が求められる。
- 子ども・子育て支援法に基づく教育・保育等の利用状況も考慮しつつ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児支援等の専門的な支援を確保する必要がある。
- また、障害児支援利用計画の活用や、個別の計画の適切な引き継ぎを行うなどにより、教育・保育等とも連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を身近な場所で提供する体制の構築が重要である。
- さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育・教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無に関わらず、全ての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する必要がある。
- そのため、障害児支援には、施設・事業所等が自ら障害児に対して行う支援に加え、専門的な知識・経験に基づき一般的な子育て支援施策をバックアップする後方支援の役割が求められる。

(4) 障害児支援の提供体制を確保するための方策

- 児童発達支援センターについては、引き続き整備の促進に積極的に取り組むべきである。
- 保育所等訪問支援を活用し、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図るべきである。
- 重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、主に重症心身障害児を受け入れる障害児通所支援事業所の整備への支援をすべきである。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、関係機関の連携強化や在宅生活を支えるサービスの充実に積極的に取り組む必要がある。

- 医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援や調整が行える人材の確保・養成が必要である。
- 障害児入所施設については、18歳以上の入所者の動向を含む入所状況等を踏まえて、必要な定員を確保していく必要がある。
- 障害児相談支援について、区市町村の体制整備が着実に進むよう、相談支援専門員の養成を行う必要がある。

2 特別支援教育の充実

- 都は、平成29年2月に策定した「東京都特別支援教育推進計画(第二期)・第一次実施計画」において、「共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成」することを基本理念とし、「共生社会の実現に向けた全ての学びの場における特別支援教育の充実」、「未来の東京を見据えた特別支援教育の推進」、「特別支援教育を支える基盤の強化」という方向性に沿って今後の施策を進めることとしている。
- 国は、平成25年9月の「学校教育法施行令」の一部改正により、障害のある児童・生徒の障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況等を踏まえ、最もふさわしい就学先を決定し、より一層、適切な就学が行われるよう支援することを求めている。
- 都は、国の考え方を踏まえて、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった「多様な学びの場」における教育の充実を図り、障害のある児童・生徒の可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加を目指す必要がある。
- 障害のある幼児・児童・生徒のライフステージ全体を見通して、一貫性のある支援を行っていくため、個別の教育支援計画の作成を通して、教育、保健、医療、福祉、労働などの関係機関が、一層連携を深めて対応していく必要がある。
- 知的障害特別支援学校の在籍者の増加に対応するため、学校の新設や増改築をはじめとして、多様な方法により規模と配置の適正化を更に推進するとともに、障害のある幼児・児童・生徒が安心して安全に教育を受けることができるよう、教育環境を一層充実していく必要がある。
- 通常の学級に在籍する発達障害のある児童・生徒に対して、特別支援教室の設置をはじめ、在籍校で障害の状態に応じた特別な指導・支援を受けられる体制を整備する必要がある。
- 医療技術の進歩や在宅医療の普及を背景に、医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒は増加傾向にあり、特別支援学校において医療的ケアを実施できる体制を整備することで、幼児・児童・生徒の安全な教育環境を確保していく必要がある。
- 障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が交流する機会を創出し、互い

に理解を深められる教育環境の整備が必要である。

- 私立の特別支援学校等においても、特別な配慮を必要とする児童・生徒が増加しており、教育水準の維持・向上、並びに保護者の経済的負担の軽減を図る必要がある。

3 職業教育の充実

- 特別支援学校においては、自らの望む将来を実現するためのキャリア教育を推進し、障害の程度に応じたきめ細かな職業教育の充実に努める必要がある。
- 視覚障害特別支援学校においては、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等の養成カリキュラム等の改善に関する検討の動向を踏まえ、高等部教育課程の課題を改めて整理し、その在り方を検討するとともに、就労に必要な資格の取得やスキルの習得を目指した教育を実施する必要がある。
- 聴覚障害特別支援学校高等部においては、専攻科に進学する生徒が多いことから、高等部本科及び専攻科それぞれにおける職業教育の関連性を踏まえて、それぞれの位置付けを明確にするため、高等部本科及び専攻科修了者の就職状況等を分析し、高等部の職業教育の在り方を検討する必要がある。
- 知的障害特別支援学校高等部においては、職能開発科の設置を進めるとともに、就業技術科、職能開発科、普通科の3科による重層的な職業教育を展開し、障害の状態や程度に応じて、きめ細かい職業教育や就労支援を実施して、知的障害のある生徒が一人でも多く企業就労を実現できるよう取り組む必要がある。
- 肢体不自由特別支援学校においては、生徒のニーズに応じて、職業生活を送るために必要な知識や技能の習得に向けた学習機会を充実させていく必要がある。
- 教育委員会、福祉保健局、産業労働局等が連携して、企業に対して障害者雇用に関する理解と協力を求めていくとともに、引き続き、企業開拓や職場定着支援等の充実に努めるため、就労支援体制を整備する必要がある。

4 IV いきいきと働ける社会の実現（施策目標Ⅳ）

1 一般就労に向けた支援の充実・強化

（１）第４期障害福祉計画の実施状況

- 第４期障害福祉計画においては、平成２９年度に、①区市町村障害者就労支援事業の利用による一般就労者数２，５００人、②福祉施設における就労から一般就労への移行者数を２，１４０人（平成２４年度の２倍以上）とすることを目標としている。
- 平成２８年６月の都内民間企業の障害者実雇用率は１．８４％と過去最高となっているものの全国平均を下回っており、福祉施設から一般就労への移行を含め、一般就労を希望する障害者が企業等に就労できるよう、就労支援の充実・強化に引き続き取り組む必要がある。
- また、新規就労の支援だけでなく、障害者が安定して働き続けるための職場定着の支援が課題となっている。

（２）第５期障害福祉計画の成果目標の考え方

- 国の基本指針では、福祉施設から一般就労への移行に係る目標値として次のとおり示している。
- ① 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、平成３２年度中に一般就労に移行する者を、平成２８年度実績の１．５倍以上とする。
- ② 就労移行支援事業の利用者数について、平成３２年度末における利用者数が平成２８年度末における利用者数の２割以上増加する。
- ③ 就労移行率が３割以上の就労移行支援事業所を全体の５割以上とする。
- ④ 就労定着支援事業による支援を開始した時点から１年後の職場定着率を８割以上とする。
- これらの目標に関しては、国の基本指針に即しつつ、東京都における障害者雇用をめぐる状況や実績を踏まえ、障害者の一般就労と職場定着を支援するために必要な目標を設定すべきである。
- また、都では、福祉施設から一般就労への移行を促進するとともに、特別支援学校の卒業生や離職者などで一般就労を希望する障害者が企業等で働く機会を拡大するため、「区市町村障害者就労支援事業」を推進している。
- 一般就労に向けた支援に関する量的な目標については、引き続き、都独自の目標として、「区市町村障害者就労支援事業利用による一般就労者数」を設定すべきである。

- さらに、この事業を利用して就労した者の定着率についても、都独自の目標として「区市町村障害者就労支援事業利用による支援を開始した時点から1年後の職場定着率」を新たに設定し、現状等を勘案して目標値を設定すべきである。
- 成果目標を達成するためには、福祉施策と労働施策の双方から重層的な取組が重要であり、ハローワークによるチーム支援やジョブコーチ事業、委託訓練事業、トライアル雇用等の労働施策との連携による障害者雇用の推進に関して活動指標を設定し、取組を進める必要がある。

(3) 目標達成のための方策

ア 関係機関の連携強化

- 一般就労を促進するためには関係機関・団体等が連携し、社会全体で障害者雇用の拡大に取り組む気運を醸成していくことが重要である。都は、引き続き、東京都障害者就労支援協議会を通じて、障害者雇用の推進すべきである。
- また、各地域での就労支援のネットワークが重要であり、都内に6か所ある障害者就業・生活支援センターがコーディネート機関となり、関係機関の連携体制を踏まえた地域単位を活用して、支援の充実を図る必要がある。

イ 就労支援機関による支援の充実

- 「区市町村障害者就労支援事業」を引き続き推進するとともに、就労希望者の掘り起しと企業に障害者雇用への意識付けを行う「地域開拓促進コーディネーター」の配置を促進し、福祉施設の利用者が一般就労へ移行しやすい環境の整備を進める必要がある。
- 障害者が、障害の特性に応じた支援を受けながら安心して一般就労するためには、就労支援機関によるきめ細かなサポートが不可欠である。職員が、企業と就労する障害者のマッチングに関する実践的な技術や、職場定着支援等に関する専門知識を習得できるよう、人材養成の取組が求められる。
- また、精神障害者の安定的な就労の継続のためには、就労支援機関、企業及び医療機関の連携と精神障害者の就労に関する理解が必須である。関係機関の連携強化と支援の充実を図る必要がある。

ウ 障害者の雇用促進に向けた企業への支援等

- 都内の民間企業における法定雇用率達成のためには、中小企業での障害者雇用を促進することが求められる。
- 法定雇用率の算定基礎に精神障害者が加わることを見据え、精神障害者を初めて雇用する企業に対する採用から雇用管理までの一貫した支援や、精神障害者を対象とする能力開発や就業支援等が必要である。

- 障害者の職場定着が図られるよう、企業の個々の事情に応じた東京ジョブコーチによる支援や、雇用継続への助成等により、障害者の職場定着を促進する必要がある。
- 障害者がそれぞれの特性に応じた知識や技能を習得することで、職業的社会的自立を図れるよう、東京障害者職業能力開発校を中心に障害者職業訓練を展開していく必要がある。

2 福祉施設における就労支援の充実・強化

- 福祉施設の利用者の中には、通常の企業就労に適應することが困難な障害者も多くいるが、こうした利用者が従事している作業による工賃収入は低い水準にとどまっており、地域での自立生活や将来の生活設計を展望することが困難な状況にある。
- 都では、東京都工賃向上計画（平成27年度から平成29年度まで）を策定し、就労継続支援B型事業所の工賃アップを支援してきたが、計画期間中の各年度において工賃は上昇傾向にあるものの未だ低い水準で推移している。
- 平均工賃に満たない事業所が全体の約2／3を占めることを踏まえ、工賃の低い事業所の底上げにつながる施策が求められている。
- また、平均工賃以上の事業所についても、販路開拓や商品開発等の支援など、更なる工賃向上を図るための施策が求められている。
- 就労継続支援A型事業所についても、経営に関する好事例を紹介するなどして、事業所の経営改善を支援する必要がある。
- 都は、福祉施設で働く障害者が、働くことの喜びや達成感を得ながら地域で自立した生活を実現できるよう、就労支援に取り組む福祉施設に経営努力を促すとともに、関係機関や区市町村等と連携して、都内の福祉施設の工賃水準の向上を目指すべきである。
- 障害者優先調達推進法に基づき、都が行う物品等の調達に際し、障害者就労施設等からの調達の推進を図る必要がある。

Ⅴ サービスを担う人材の養成・確保（施策目標Ⅴ）

1 福祉人材の確保・育成・定着への取組の充実

- 介護サービスをはじめ福祉分野においては、一般に他の業種に比較して有効求人倍率や離職率が高いなど、人材の確保・定着や計画的な人材育成が難しく、各事業所において質の高いサービスを安定的に提供することが難しい状況にある。
- 利用者に身近な地域で、障害福祉サービスや相談支援事業が十分に供給されるよう、サービスの質の維持・向上や、サービスを担う人材を安定的に確保し、育成・定着を図る必要がある。
- 都は、人材の確保・定着を喫緊の課題として捉え、福祉の職場への就業に関心のある方に、合同の就職説明会の開催や地域密着面接会の開催支援など人材確保に向けた取組や、職場研修の実施支援、離職防止に向けた相談支援など働きやすい職場環境の整備などへの支援を継続していくとともに、さまざまな世代・立場の方に福祉の職場に就業する意欲を持ってもらえるよう、人材の掘り起こしに努める必要がある。
- 職場定着を促進するためには、資格・技能に応じたキャリアアップと処遇改善の仕組みが重要であり、資格取得や技能向上のための研修受講などへの支援を充実することが求められる。
- 事業所における職員の定着や資質向上を図るため、事業所の管理者や中核となる職員に対し、職場の環境改善や人材マネジメント能力の向上につながる支援が必要である。
- サービスの直接の担い手であるホームヘルパーや同行援護従業者、行動援護従業者等の福祉人材については、今後のサービス需要に的確に対応できるよう、着実な養成を図る必要がある。
- 在宅や障害者施設等において、適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等の養成、区市町村の障害者虐待防止担当職員の資質向上や、施設職員等の強度行動障害の特性に応じた支援への理解を進めるための研修等を実施し、障害者の特別なニーズへの対応や権利擁護の体制の確保を図る必要がある。
- 障害者施設等における利用者の高齢化・重度化等の進行に対して、施設職員等の支援力の強化を図ることが求められる。
- グループホームについては、小規模法人の運営する小規模なグループホームが多く、職員の経験も浅いことなどから、量的な整備の推進とともに、支援の質の向上が必要となっている。

2 重症心身障害児（者）施設における人材の養成

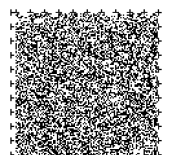
- 重症心身障害児（者）施設の看護師については、研修や資格取得の機会を提供するとともに、勤務環境改善及び募集対策に取り組むことにより、確保・定着及び質の向上を図る必要がある。

おわりに

- 本協議会(第八期)は平成29年2月に設置され、「東京都障害者計画」、「第5期東京都障害福祉計画」及び「第1期東京都障害児福祉計画」の策定に向けて調査審議を行ってきた。
- 新たな計画の計画期間(平成30年度～平成32年度)には、東京2020大会が開催され、障害者スポーツを通じて、障害のある人となない人の交流や相互理解が深まることが期待される。全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組を推進する絶好の機会である。
- 一方、障害者の高齢化や重度化がさらに進み、地域で生活をするためには、より手厚い支援が求められる。障害者本人が希望する地域で安心して暮らせる社会の実現に向けて、障害者施策の一層の充実に取り組むことが求められる。
- また、障害者が抱える困難は多様であり、複数の分野にまたがることから、関係機関等の緊密な連携を図ることを通じて総合的かつ横断的に対応していく必要がある。
- こうした状況を踏まえつつ、本協議会では障害者に関わる幅広い課題について審議を行い、新たな計画において、今後3年間に都が取り組むべき施策の基本的方向について、提言として取りまとめた。
- 課題によっては、限られた審議期間では十分に審議し尽くせなかったものや、3年間という計画期間の枠組みを超え長期的に取り組むべき課題、障害者の所得保障や制度設計など国の責任において解決すべき課題も多くあった。
- 今回議論された内容については、計画期間中においても、引き続き本協議会において評価・審議を行うことが望まれる。また、都は、必要に応じて国に対して提案要求を行っていくべきである。
- 本協議会は、都が本提言を真摯に受け止め、新たな計画の策定に当たり、十分に反映させるとともに、都の目指すダイバーシティ(誰もがいきいきと生活できる、活躍できる都市・東京)が実現されるよう、引き続き、全庁を挙げて障害者施策の一層の推進に取り組むよう強く要望する。

付 属 資 料

第八期東京都障害者施策推進協議会の審議事項（第2回総会決定）	28
審議経過	29
東京都障害者施策推進協議会条例	30
東京都障害者施策推進協議会条例施行規則	31
東京都障害者施策推進協議会委員名簿	32
東京都障害者施策推進協議会専門委員名簿	33
東京都障害者施策推進協議会幹事名簿	34
東京都障害者施策推進協議会書記名簿	35



第八期東京都障害者施策推進協議会の審議事項について

東京都は、第七期東京都障害者施策推進協議会の提言を踏まえ、平成 27 年 4 月、障害者基本法に基づく東京都障害者計画と障害者総合支援法に基づく第 4 期東京都障害福祉計画を一体的に策定した。

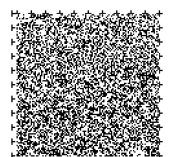
東京都障害者計画は、「障害者が地域で安心して暮らせる社会」、「障害者がいきいきと働ける社会」、「全ての都民が共に暮らす地域社会」の実現を基本理念とし、平成 29 年度に達成すべき施策目標・事業目標と、都が取り組むべき施策展開を明らかにしている。また、第 4 期東京都障害福祉計画では、平成 29 年度までの各年度における障害福祉サービスの必要見込量や、地域生活移行等の数値目標を掲げている。

平成 30 年度からの新たな計画の策定にあたっては、これまでの達成状況と課題を点検しつつ、国の施策の動向や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催なども見据え、障害のある人もない人もお互いに尊重しあい、より一層、障害者が地域において自立して生活できるよう、サービス基盤や支援策のあり方、他の個別分野を含む障害者施策の総合的な展開について検討する必要がある。また、これまで東京都障害福祉計画の一部としていた障害児の支援について、児童福祉法に基づく第 1 期東京都障害児福祉計画として策定する必要がある。

本協議会においては、こうした国の施策の動向等も踏まえ、新たな東京都障害者計画及び第 5 期東京都障害福祉計画、第 1 期東京都障害児福祉計画の基本的方向を明らかにするため、下記の事項について調査審議する。

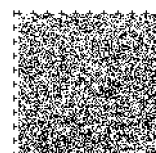
記

障害者・障害児の地域における自立生活の更なる推進に向けた東京都の障害者・障害児施策のあり方について



第8期東京都障害者施策推進協議会 審議経過

日 程	議 題
平成29年2月14日 第1回総会	東京都障害者計画・第4期東京都障害福祉計画の実施状況について
平成29年6月20日 第2回総会	- 審議事項・審議日程 - 専門部会の設置 - 東京都障害者計画・第4期東京都障害福祉計画の実施状況について - 第5期東京都障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の策定に向けた検討について
平成29年7月10日 第1回専門部会	地域におけるサービス等提供体制
平成29年8月8日 第2回専門部会	- 地域生活移行の取組状況 - 障害児支援について
平成29年9月6日 第3回専門部会	- 障害者の就労支援策の取組状況 - 共生社会実現に向けた取組状況
平成29年10月12日 第4回専門部会	論点整理 ※これまでの議論のまとめ
平成29年11月6日 第5回専門部会	- 論点整理 - 障害福祉以外の分野について
平成29年12月22日 第6回専門部会(拡大)	提言案について
平成30年1月25日 第3回総会	提言案について



東京都障害者施策推進協議会条例

昭和47年3月31日
条例第29号

(設置)

- 第1条 東京都における障害者のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、知事の附属機関として、東京都障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。
- 2 協議会は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関とする。

(所掌事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
- (1) 法第11条第2項に規定する都道府県障害者計画に関し、同条第5項（同条第9項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
- (2) 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- (3) 障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- 2 協議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織)

- 第3条 協議会は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者及び東京都の職員のうちから、知事が任命し、又は委嘱する委員20人以内をもつて組織する。

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。
- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の設置及び権限)

- 第5条 協議会に会長を置き、会長は、委員が互選する。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

- 第6条 協議会は、会長が招集する。

(専門委員)

- 第7条 協議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されたものとする。

(定足数及び表決数)

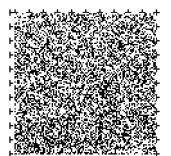
- 第8条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

- 第9条 この条例の施行について必要な事項は、東京都規則で定める。

附則（抄）

- この条例は、昭和47年4月1日から施行する。



東京都障害者施策推進協議会条例施行規則

昭和55年7月28日

規則第126号

(専門部会)

第1条 東京都障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)は、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

(会議への出席)

第2条 専門委員は、会長から出席を求められたときは、協議会又は専門部会の会議に出席するものとする。

(幹事及び書記)

第3条 協議会に、協議会の運営について補佐させるため、幹事及び書記若干名を置く。

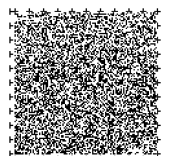
2 幹事及び書記は、知事が任命し、又は委嘱する。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

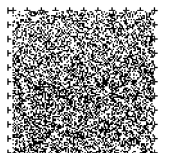
附 則 (抄)

この規則は、公布の日から施行する。



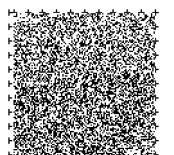
東京都障害者施策推進協議会 委員名簿

		氏 名	役 職
1		石川 雅己	千代田区長
2	副部会長	小川 浩	大妻女子大学人間関係学部長
3		小澤 温	筑波大学大学院人間総合科学研究科教授
4		越智 大輔	(公社)東京聴覚障害者総合支援機構東京都聴覚障害者連盟事務局長
5		倉田 清子	前東京都立東大和療育センター院長
6		坂本 義次	檜原村長
7		笹川 吉彦	(公社)東京都盲人福祉協会会長
8		佐々木 美和	公募委員
9		曾根 翼	弁護士
10	副会長	高橋 儀平	東洋大学ライフデザイン学部教授
11		高橋 都彦	狛江市長
12	会長	高橋 紘士	(一財)高齢者住宅財団特別顧問
13		西田 伸一	(公社)東京都医師会理事
14		眞壁 博美	東京都精神保健福祉民間団体協議会副運営委員長
15	部会長	松矢 勝宏	東京学芸大学名誉教授
16		宮澤 勇	(公社)東京都身体障害者団体連合会顧問
17		森山 瑞江	(福)東京都知的障害者育成会副理事長
18		谷代 享子	公募委員
19		勝俣 正之	(公社)東京都歯科医師会副会長
20		山田 雄飛	(一社)東京精神科病院協会 理事



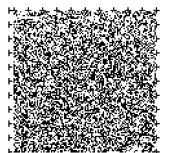
東京都障害者施策推進協議会 専門委員名簿

	氏 名	役 職
1	安部井 聖子	東京都重症心身障害児（者）を守る会会長
2	大塚 晃	上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授
3	小倉 朗子	(公財)東京都医学総合研究所難病ケア看護プロジェクト主席研究員
4	菊地 高	東京都精神障害者団体連合会事務局長
5	榊原 靖夫	(特非)東京難病団体連絡協議会副理事長
6	笹生 依志夫	(福)原町成年寮 地域生活援助センター所長
7	佐田 光三郎	障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会事務局長
8	柴田 洋弥	(特非)東京都自閉症協会役員
9	嶋津 雅英	(福)東京都知的障害者育成会本人部会ゆうあい会運営委員
10	鈴木 卓郎	(福)府中えりじあ福祉会 地域生活支援センタープラザ施設長
11	中西 正司	(特非)DPⅠ日本会議常任委員
12	水野 雅文	東邦大学医学部精神神経医学講座教授
13	山下 望	(福)南風会 青梅学園統括施設長



東京都障害者施策推進協議会 幹事名簿

氏 名	職 名
佐藤 智秀	政策企画局調整部長
新田見 慎一	オリンピック・パラリンピック準備局障害者スポーツ担当部長
佐々木 健	都市整備局企画担当部長
田中 敬三	都市整備局住宅政策担当部長
後藤 啓志	福祉保健局総務部長
奈良部 瑞枝	福祉保健局企画担当部長
村田 由佳	福祉保健局指導監査部長
西山 智之	福祉保健局医療政策部長
矢内 真理子	福祉保健局保健政策部長
坂本 尚史	福祉保健局生活福祉部長
粉川 貴司	福祉保健局高齢社会対策部長
松山 祐一	福祉保健局少子社会対策部長
高原 俊幸	福祉保健局障害者施策推進部長
石黒 雅浩	福祉保健局障害者医療担当部長
蓮沼 正史	産業労働局事業推進担当部長
浅野 直樹	教育庁特別支援教育推進担当部長
増淵 達夫	教育庁指導部長



東京都障害者施策推進協議会 書記名簿

氏 名	職 名
田中 正之	政策企画局調整部政策担当課長
齊藤 陽睦	オリンピック・パラリンピック準備局パラリンピック部障害者スポーツ課長
神子 信之	都市整備局総務部企画担当課長
惠美奈 裕征	都市整備局住宅政策推進部計画調整担当課長
齋藤 善照	福祉保健局総務部企画政策課長
富山 貴仁	福祉保健局総務部計理課長
永山 豊和	福祉保健局総務部福祉人材施策推進担当課長
渋谷 恵美	福祉保健局指導監査部指導調整課長
遠藤 善也	福祉保健局医療政策部医療政策課長
鈴木 和典	福祉保健局保健政策部保健政策課長
新内 康丈	福祉保健局生活福祉部計画課長
坂田 早苗	福祉保健局高齢社会対策部計画課長
西尾 寿一	福祉保健局少子社会対策部計画課長
渡辺 秀子	福祉保健局障害者施策推進部計画課長
八木 良次	福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課長
玉岡 雄太	福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課長
西脇 誠一郎	福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課長
島倉 晋弥	福祉保健局障害者施策推進部共生社会推進担当課長
柳沼 恵美	福祉保健局障害者施策推進部就労支援担当課長
本間 和人	福祉保健局障害者施策推進部都立施設改革担当課長
瀬川 裕之	福祉保健局障害者施策推進部障害児・療育担当課長
朝比奈 祥子	産業労働局雇用就業部就業推進課長
川名 洋次	教育庁都立学校教育部特別支援教育課長
伏見 明	教育庁指導部特別支援教育指導課長
前田 信次	東京労働局職業安定部職業対策課障害者雇用対策係長

